山梨税務署からのお知らせ



申告書作成会場の開設について

~郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です~

開設期間	会場	所 在 地	時間
2月17日(月) ~ 3月17日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。	夢わ一く山梨 3階大集会室	山梨市 上神内川 1348	【受付】 午前 8 時 30 分から <u>午後 4 時まで</u> 【相談】 午前 9 時から

- 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理 券が必要です。
- 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりま すが、入場整理券の配布状況に応じて受付を早く締め切る 場合があります。
- 〇 お持ちいただきたいもの

 - ①マイナンバーカード ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ①運転免許証等や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類
 - ②通知カードや住民票(マイナンバー記載有)の写し等のマイナンバーが分かる書類
 - ②マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード
 - ·利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ·署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ③スマートフォンまたはタブレット
 - ④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- 入場整理券は、LINEによる事前発行で入手することが可 能です。是非、LINE による事前発行をご利用ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想され ますので**、2月中**の来場をお勧めします。
- 〇 申告書の提出方法は…



会場用 申告書 山梨市役所 駐車場 作成会場 (旧跡地) 市役所南 万力大橋 コンビニ 雁坂 加納岩 山梨税務署 総合病院 銀行 コンビニ 北口 山梨市駅前 ■ 山梨市駅 ■

夢わ一く山梨 (勤労者福祉センター)

LINE で事前発行

- ·LINE アプリで国税庁 LINE 公式アカウントを
- 「友だち追加」して取得できます。
- ·当日並ばずに事前に 取得できます。

友だち追加は こちらから→



【宛先】 〒400-8541 山梨県甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎

東京国税局業務センター甲府分室

(作成済の申告書の提出)

税務署窓口にて提出(相談不要な方)

山梨税務署窓口へ提出

納付は納付書のいらない

簡単・便利な振替納税

振替納税の利用方法やその他の キャッシュレス納付方法は

ご利用ください!

振替納税についてはこちら

キャッシュレス納付

についてはこちら

_{令和6年分} 確 定 申 告

納期限 納付の期限

振替日 振替納税を

ご利用の場合

延納分

延納をご利用の場合

※納期限と振替日は同じです。

6月

日(月)

5日(水)

日(月)

申告所得税及び復興特別所得税

消費税及び地方消費税(個人事業者)





⇒納付手段を選択 してください。

振替納税って どうやるの?

既に振替納税を利用されている方

- 振替日の前日までに預貯金残高や振替日に振替納税口座 から他の公共料金等の引落し予定がないか等を必ずご確 認ください。
- 残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日 から納付日まで延滞税がかかる場合があります。
- 転居等により所轄税務署が変わった場合は、「振替継続希 望」欄に〇を記入した申告書の提出又は新たに振替納税の 手続を行ってください。

申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 収受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化に おける手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、** 申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、 申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付) してい ただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等 を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、 よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。 詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。



詳細はこちら



